

福島第 1 原子力発電所事故に関する 緊急要望

平成 2 3 年 5 月

宮 城 県 市 長 会
宮 城 県 町 村 会

福島第1原子力発電所事故に伴う国の対応について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により福島第1原子力発電所が被災し、日本で初めての炉心溶融が発生したとされている。

このことにより放射性物質が流出し、福島原発から半径20km圏内の住民に避難指示、半径30km圏内住民に屋外退避要請がなされている。

また、大震災から1ヶ月が過ぎた4月11日には、政府が福島原発から30km以上離れている飯舘村などの自治体に対して計画的避難区域を決定し、期間を設けて計画的に住民を避難させるように要請するなど、事態終息の兆しは見え、混乱に拍車をかけ、福島県民のみならず隣接する宮城県民など多くの国民が不安を隠さずにはいられない状況が続いている。

よって、国は、次の事項に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 国の責任において、福島第一原子力発電所からの放射性物質の流出を一日も早く止めるとともに、一連の事態の早期の收拾に向け、全力を挙げて取り組むこと。
- 2 計画的避難地域の延長上にある白石市、角田市、丸森町等の地域住民の不安解消に向け、国が主体的に放射線量を測定し、結果を判断できる情報とともに公表すること。
- 3 国は、事故に関する危険情報を出すだけでなく、安心であることの情報も積極的に公表し、地域住民の安心のみならず、風評被害を防ぐ対応を行うこと。
- 4 福島第一原子力発電所の事故による風評被害については、その解消に要した費用も含め、国において全額補償すること。

宮城県市長会長

仙台市長 奥山 恵美子

宮城県町村会長

美里町長 佐々木 功悦